

シルバー派遣事業に係る情報提供について (令和5年度事業報告書より)

区分	1.派遣労働者数 (人)	2.派遣先事業所数 (社)	3.派遣料金の平均額 (円)	4.派遣会員の賃金の平均額 (円)	5.マージン率	6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結
徳島市事務所	336	129	10,503	8,245	21.5%	—
阿南市事務所	29	13	12,200	9,354	23.3%	—
藍住町事務所	17	10	9,905	7,780	21.5%	—
鳴門市事務所	64	22	9,850	7,588	23.0%	—
三好市事務所	43	16	10,195	7,829	23.2%	—
美馬市事務所	29	12	10,971	8,708	20.6%	—
北島町事務所	39	8	9,400	7,542	19.8%	—
小松島市事務所	18	8	10,210	7,804	23.6%	—
吉野川市事務所	16	11	10,564	8,258	21.8%	—
阿波市事務所	35	14	10,604	8,124	23.4%	—
勝浦町事務所	6	2	11,399	8,789	22.9%	—
つるぎ町事務所	47	11	9,586	7,664	20.1%	—
連合本部事務所 (板野町)	2	2	10,534	8,196	22.2%	—
連合本部事務所 (石井町)	9	8	9,539	7,272	23.8%	—
連合本部事務所 (松茂町)	15	7	9,359	7,494	19.9%	—
連合本部事務所 (東みよし町)	12	4	9,565	7,724	19.2%	—
連合本部事務所 (美波町)	2	2	10,032	7,600	24.2%	—
連合本部事務所 (海陽町)	1	1	10,560	8,000	24.2%	—
連合本部事務所 (神山町)	1	1	10,560	8,000	24.2%	—
連合本部事務所 (那賀町)	3	1	9,540	7,442	22.0%	—
連合本部事務所 (牟岐町)	17	11	9,515	7,290	23.4%	—
県全体	741	293	10,219	7,938	22.3%	

※派遣料金の平均額=(労働者派遣の料金総額)/(派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間

※派遣会員の平均賃金=(派遣会員の総賃金)/(派遣会員が従事した総時間数) × 8時間
(平均賃金は、労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

※労働者派遣法第30条の4第1項に係る待遇決定方式＝派遣先均等・均衡方式（労使協定締結なし）

○派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1)キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL088-665-5533
- (2)キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	会員入会時	入職時会員	Off-jt	事業主	無償	無償
技能研修「運転」	派遣中	指定する会員	ojt	事業主	無償	有償
接遇・交通安全研修	派遣中	希望する全会員	Off-jt	事業主	無償	有償

※実施事務所ごとに実施内容が異なります。

○福利厚生に関する事項

- ・労災保険、有給休暇
- ・指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以上